

法制審議会  
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等  
に関する手続（IT化関係）部会  
第10回会議 議事録

第1 日 時 令和4年10月14日（金）自 午後1時30分  
至 午後2時42分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の  
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

## 議 事

○山本（和）部会長 それでは、第10回部会会議を開会したいと思います。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

なお、本日は富田委員、衣斐幹事が御欠席と伺っております。

それから、前回の部会の後、委員等の交代がありました。裁判所の人事異動に伴いまして、手嶋あさみ最高裁判所事務総局家庭局長に代わりまして、馬渡直史最高裁判所事務総局家庭局長が委員に御就任されました。

馬渡委員におかれましては、簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

○馬渡委員 最高裁家庭局長の馬渡と申します。9月2日に家庭局長になりました。途中からの参加となりますが、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○治部関係官 本日は、部会資料13「要綱案の取りまとめに向けた補充的な検討（2）」と題する資料を配布させていただいております。この資料では、民事執行、民事保全、倒産、人事訴訟、家事事件、子の返還申立事件の手續における論点のうち、これまでの会議で特段の反対意見が出ていなかったものについて取り上げております。具体的な内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から説明させていただく予定でございます。

また、本日は小澤委員から「個人の破産、再生手續における公告に関する意見」と題する資料の御提供を頂いております。こちらにつきましても配布させていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入りたいと思いますが、本日は、今御説明がありましたように、中間試案等で提案されたもののうち、これまでの当部会で特段反対意見が出ていなかったものについて、ある種、確認的に御議論いただくということです。もちろんこれで完全に確定するという意味ではありませんで、パブリック・コメント等の御意見も伺いながら、更に検討は必要ということですが、ただ、部会の経緯としてはそういうことであったということですので、この際、ただ、今まで言わなかったけれども、この点はやはり少し言いたいことがあるというか、意見あるいは質問があるというところについては、是非今回御指摘を頂ければと思います。

まず、一つ目のテーマとして、部会資料13の1ページ、「第1 民事執行」のうち「1 裁判所に対する申立て等」、この点につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○治部関係官 この項目につきましては、「（1）インターネットを用いてする申立て等の可否」の本文及び「（2）インターネットを用いてする申立て等の義務付け」のうちの「ア 委任を受けた代理人等」の項目を取り上げております。ほかの論点も同様でございますが、部会資料の本文は中間試案と同様の記載をしております。また、（2）アにつきましては、説明において、インターネットを用いてする申立て等を義務付けられる者の具体的な範囲を検討しております。要綱案の取りまとめに向けた御意見を頂戴できればと存じます。

なお、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」は、この部会資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この1の点について、（2）のイはペンディングということで、これは今後の議論、あるいは1の（注）もそうですかね、今後の議論ということかと思えますけれども、お気付きの点、どの点からでも結構ですので、御意見でも御質問でもお出しただければと思います。

○今川委員 意見でも何でもないので、2ページの説明の委任を受けた代理人等の第2段落で、司法書士の先生方の一定の手続で、というのが1行目に書いてあるのですが、これは少額訴訟債権者の執行手続（司法書士法第3条第1項6号ホ）であろうと私は理解していますので、そういうふうに書いていただく方が読みやすいのではないかと、そういう意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。今後、恐らく、また部会資料を作る際に、この記載をすることがあると思いますので、司法書士法等を引きながら、少し分かりやすく書くように努めていきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 ありがとうございます。既に一読か中間試案の前にお伺いしたかもしれないのですが、第1の1（1）の民事執行手続において、というところですが、これは執行文付与の申立ても民事執行手続に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。そして、その場合には、裁判所書記官の権限であるのが原則で、あと、公証人というのがありますが、公証人は今回はもう除くと、裁判所書記官に対する申立てについては（1）の適用範囲だという理解でよろしいのでしょうか。確認のためにお伺いします。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。第1の1（1）の射程としましては、裁判手続を念頭に置いたものでございます。公証人については特段触れていないという前提で考えています。執行手続という表現が執行文付与も含むというふうなことを考えながら書いていたのですが、この辺のワーディングは少し、もう一度改めて確認したいと思います。

○山本（克）委員 もう少し提案内容が明確になるように、今後ブラッシュアップしていただければと思います。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかに、この1の点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、2ページの3及び4も併せて、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目につきましては、まず、2ページの3は中間試案と同様の記載をしております。また、4につきましては、まず「（1）口頭弁論の期日」及び「（2）審尋の期日」を取り上げておりますが、（3）及び（4）につきましては【P】を付けて、取り上げておりません。

なお、「5 売却及び配当」は、この部会資料では【P】として、取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、3及び4で【P】となっているところ以外ということになりますが、御発言をお願いいたしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、3及び4については特段の御意見がなかったということで、続きまして、資料3ページの「6 電子化された事件記録の閲覧等」、それから4ページの「7 送達等」、それから「8 債務名義の正本の提出・執行文の付与」、これらの点につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 まず、「6 電子化された事件記録の閲覧等」の項目につきましては、本文を取り上げておりますが、（注1）、（注2）につきましては【P】を付けて、取り上げておりません。

続きまして、4ページの「7 送達等」の項目につきましては、「（1）電磁的記録の送達」の本文は取り上げて、（注）は【P】としており、「（2）公示送達」は取り上げております。他方で、（後注）の論点については取り上げておりません。

また、「8 債務名義の正本の提出・執行文の付与」の項目につきましては、「（1）債務名義の正本提出に関する規律の見直し」及び「（2）執行文に関する規律の見直し」の「イ 特殊執行文」を取り上げております。（2）の「ア 単純執行文」は取り上げておりません。また、8の（1）につきましては、債務名義の正本等の提出を省略することとした場合の裁判所への情報提供の必要性や、具体的な規律の在り方についても説明では検討させていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明があった点、6から8のどの点からでも結構ですので、御質問、御意見をお出しただけだと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、民事執行法の残りの部分ということになりますが、6ページの9、執行官の話と、それから10のその他、この部分について資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 まず、「9 執行官と民事執行の手続のIT化」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。ただ、この項目の説明においては、執行官への申立て等について、インターネットを利用してしなければならないとする者の範囲についての検討を加えております。

また、「10 その他」につきましては、従前、中間試案では（注）という形で幾つか書かせていただいた中で、中間試案の（注1）を、この部会資料では「（1）ITを活用した証拠調べ手続」、（注2）を、この部会資料では「（2）費用確定処分の申立ての期限」として取り上げております。中間試案の中では（注3）、（注4）とされていた点については取り上げておりません。また、今申し上げた（2）につきましては、民事執行法第42条第4項に規定されている処分について検討を加えさせていただいて、その点を説明に書かせていただいております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今の点につきまして、御発言があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

民事執行全体についてでも結構ですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、「第1 民事執行」の部分については、御確認を頂いたということにさせていただきますまして、引き続きまして、資料7ページの「第2 民事保全」の方に移りたいと思います。まず、民事保全の「1 裁判所に対する申立て等」の部分につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**治部関係官** こちらの項目につきましては、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」の本文及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」を取り上げております。(2)の義務付けの点につきましては、説明において義務付けられる者の範囲を具体的に検討しております。

なお、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」につきましては、今回の部会資料では【P】とさせていただきます、取り上げておりません。

○**山本(和) 部会長** ありがとうございます。

それでは、この「1 裁判所に対する申立て等」、インターネットを用いてする申立ての可否と義務付けの点について、御発言をよろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料8ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」、それから「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、この点につきまして事務局から説明をお願いします。

○**治部関係官** まず、「3 裁判書及び調書等の電子化」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。次に、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」の項目につきましては、「(1) 口頭弁論の期日」、また、「(2) 審尋の期日」を取り上げておりますが、(3)及び(4)につきましては【P】として、取り上げておりません。

○**山本(和) 部会長** ありがとうございます。

それでは、この部分につきまして、御発言があればお願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、民事保全の残りの部分ですが、9ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」、「6 送達」、それから「7 その他」、これらについて御説明をお願いいたします。

○**治部関係官** まず、9ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」の項目につきましては、中間試案と同様の記載をしております。また、10ページの「6 送達」の項目につきましても、「(1) 電磁的記録の送達」、「(2) 公示送達」とともに、中間試案と同様の記載をしております。

また、「7 その他」につきましては、中間試案では(注)として幾つか取り上げていたもののうち、中間試案の(注1)を「(1) ITを活用した証拠調べ手続」、中間試案の(注2)を「費用確定処分申立ての期限」、中間試案の(注3)を「(3) 保全執行に関する手続」、中間試案の(注4)を「(4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面の提出に関する規律の見直し」として取り上げております。他方で、中間試案の(注5)及び(注6)は取り上げておりません。

また、最後の7のその他の説明の中では、(3)につきましては保全執行におけるインターネット利用の義務付けの範囲について、(4)につきましては係属証明の提出省略を可能とする場合の裁判所への情報提供の必要性についても検討を記載させていただいております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明があった5、6、7、いずれでも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂きたいと思います。

よろしいですか。

○櫻井委員 櫻井です。7のその他のところなのですけれども、保全執行に関する手続については民事執行の手続と同様、という記載がありまして、第三債務者に関連した議論というのがあったかと思うのですが、その点に関しても、必要があればこの部会で今後検討することはあり得ると、そういう理解でよろしいでしょうか。確認です。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 今、櫻井先生がおっしゃったのは、保全執行手続の(3)の規律の関係で、恐らく民事執行の方では義務化を一般化するかどうかという議論が、場合によってはここでも同じような議論があるのかどうかという御趣旨ですか。すみません、もしかしたら私が誤解しているかもしれませんが。

○櫻井委員 ごめんなさい、民事執行の方で、第三債務者への送達に関して、この民事訴訟法の改正をそのまま適用するかという論点がございますよね。いろいろ議論はありましたが、先ほどの御説明で、資料の4ページのところでは、運用の在り方については改めて検討するという記載があるのですが、保全執行に関しても同じ議論があり得るところかと思えます。その点に関しては、パブコメの結果を見て、改めてこの部会で今後検討するということもあり得るのかという、確認の質問でございます。

○脇村幹事 すみません。脇村です。御指摘のとおり、民事執行については中間試案の中で、運用の話かもしれませんが、送達の在り方について、今後も考えていかないといけないのではないかとということで挙げさせていただいて、恐らくそれは保全執行も同じ問題だと思いますので、議論する際に併せてさせていただくのかなと感じておりました。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、12ページ以下ということになりますが、「第3 破産手続」のうち、まず「1 裁判所に対する申立て等」、この部分につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。この項目では、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」の本文及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」について取り上げております。この項目には(1)の(注)、(2)の(後注)、(3)の項もございますけれども、こちらにつきましては今回の部会資料では取り上げておりません。(2)アにつきましては、説明におきまして、インターネットを用いてする申立て等を義務付けられる者の具体的な範囲を検討しております。(2)イにつきましては、説明におきまして、破産管財人等にインターネットの利用を義務付ける

ことについての法的整理について検討しております。要綱案の取りまとめに向けた御意見等を頂戴できればと存じます。

なお、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」につきましては、今回の部会資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この1の点につきまして御質問、御意見等を御自由にお出しいただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

○小畑委員 （2）の破産管財人の義務付けの意味合いのところですが、意見としては、あえて代理人等と異なる規律にする必要性は認められないのではないかと思いますので、ここは並列的に検討していただきたいと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 並列的にとということの意味は。

○小畑委員 代理人と全く同じという意味です。

○脇村幹事 従前の部会資料では、代理人のケースと違うかどうかと、書かせていただきましたが、私たちとしても端的にそちらの方がいいのではないかと思います、今回書かせていただいております、特段問題なければ、そちらの方で整理してはどうかかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、部会資料13ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」、それから「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、これらにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。13ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」につきましては、中間試案と同様の記載をしております。14ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」につきましては、（1）で口頭弁論の期日、（2）で審尋の期日、（3）で債権調査期日、（4）で債権者集会の期日を取り上げております。これらの記載内容は、いずれも中間試案と同様でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御発言があれば頂きたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして部会資料15ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」から最後、「8 その他」まで、資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。15ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」に関しましては、本文の記載のみを取り上げております。具体的な閲覧の方法に関する（注1）から（注3）までにつきましては、今回の部会資料では【P】を付させていただいて、取り上げておりません。

続きまして、16ページの「6 送達」につきましては、中間試案と同様の記載をしております。なお、今回の部会資料では「7 公告」につきましては取り上げておりません。

そして、最後に16ページの「8 その他」につきましては、中間試案の第3の8で取り上げていた項目のうち、（注1）を「（1）ITを活用した証拠調べ手続」、（注2）

を「(2)費用確定処分の申立ての制限」として取り上げております。中間試案には(注3)の記載もございますが、この項目につきましては今回の部会資料では取り上げておりません。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明があった点について御発言を頂ければと思います。

○山本(克)委員 一つ前の区切りのところなのですが、よろしいでしょうか。

債権調査期日と債権者集会の期日なのですが、これはハイブリッドも含むということなのでしょうか。そこだけ少し確認させてください。

○山本(和)部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 すみません、ハイブリッドというのはどのハイブリッドか教えていただいていますでしょうか。

○山本(克)委員 すみません。オンラインで出席する人とオンサイトで集会の現場で対面に出てくる人と、両方を混在させるというのをハイブリッド方式と呼んでいると思うのですが、その点なのですが。

○脇村幹事 脇村です。そういった意味では私もハイブリッドを前提に考えておりました。恐らく、民事訴訟の議論でもそうでしたけれども、ウェブ会議等を利用する際に期日を開くかどうかについては、開くことを前提に議論をし、開いたとしても、そういう意味で、リアルで来られる方がいらっしゃるわけですが、開いたところにオンラインといいますか、ウェブで参加するという前提で議論されていたと思いますので、そういった意味ではハイブリッドということでは理解しておりました。

○山本(克)委員 逆に、オンラインのみというのはないということなのでしょうか。

○脇村幹事 そういった意味で、私どもとしては現時点ではオンラインのみということでは考えていませんでした。もちろん出席される方全員がオンラインにするという意味での全員オンラインというのはあると思いますけれども、期日を全く場所を開かないということはないのだろうということを前提に考えていたところでございます。

○山本(克)委員 了解いたしました。でも、場合によっては、大阪の実務などでは中之島公会堂で開く場合があって、そこを期日の場所として指定して、全員オンラインで参加したりしたら、すごく悲しいことになるのではないかという気もしなくはないのですが、私は完全なオンラインもあっていいような気もいたします。

○山本(和)部会長 完全なオンラインということは、そうすると、期日というものを観念しないでやるという。

○山本(克)委員 期日概念をそもそも変えてしまうということの方が元々いいのではないのかという気がしているということなのですか。

○山本(和)部会長 なるほど、確かに。分かりました。どうですか、少し検討を。

○脇村幹事 脇村です。そういった点も含めて、恐らくパブリック・コメント等ではそういった意見も含めて、あるのかなということは思っています、もちろん今後の検討においてどこまでするのかという議論はあると思うのですが、またパブリック・コメントを見ながら、次回以降の部会資料作る際に少しこちらの方としても考えたいと思います。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ほかに、今の点でももちろん結構です。

- 小畑委員 多数債権者事件が一番問題となると思います。例えば、1万人の債権者がいる事件について、先ほど出た意味でのハイブリッドで行う場合は、どの程度の会場を確保しなくてはいけないのかというところが一番問題となるところで、原則ウェブ開催とすることが認められれば、例えば、裁判所には裁判官と破産管財人だけが来て、債権者は皆、ウェブで参加するという形で開催されても、期日という形にはなると思われるので、原則ウェブ開催とする方式を否定する必要はないのではないかと考えます。
- 山本（和）部会長 その場合の、恐らく原則という意味だと思いますが、債権者にはリアルで来ることを禁止するということになりますよね。それは今の民事訴訟法とかでは想定されていないのだと思うのです。その辺りとの兼ね合いかなと思いますが。
- 小畑委員 そうですね。
- 笠井委員 部会長がおっしゃる前に手を挙げてしまったのですけれども、私も同じことを思いました。リアルの参加を禁止してしまうような制度が作れるのかどうかというのは慎重に考えた方がいいのではないかと思ったということです。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
- 垣内幹事 垣内です。基本的には部会長あるいは今、笠井委員が言われたのと同様に考えております。ただ、民事訴訟の口頭弁論のように法廷での公開が前提とされている手続を想定する場合と、そうでない場合とでは異なる面もあり、リアルに出席する利益がどの程度必要な、どういう性質の手続かということと、公開を法廷でする必要があるのかどうかといったことをいろいろと考えますと、場合によってはその一部の手続についてはオンラインのみを認めるということも正当化し得る部分が切り出せる可能性はあるのかなという感じもいたしますので、その辺りが可能なのかどうかということが検討課題ということかなと理解をしております。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
- 笠井委員 公開かどうかという問題のほかに、デジタルディバイドというか、そもそも誰もがオンラインで参加する能力があるのかという辺りも含めて考えた方がいいと思います。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。  
ほかに、今の点でもしこの際、御発言いただけるのであれば、よろしいですか。
- 脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。またいずれにしても、この点、今意見がございましたので、部会資料を次回以降、どうやって作るか少し考えていきたいと思えますし、今の御意見を伺っていて、法律の問題なのか、更に運用の問題として、事前にウェブ参加が見込まれるような状態のときに、あえて広いところを用意するのかとか、そういったこともあるのかなと思ひまして、あらかじめ見込みを聞いておいた上で、来なさそうだなというときには、先ほどお話があったとおり、小さいところを用意しておくということも一つかなと思います。その辺も含めて、今後の運用も含めた問題かなと思ひました。いずれにしても、恐らくこの問題についてはいろいろな御意見があるかと思ひますので、こちらの方としてもどういった形で皆さんに提示するかどうかも含めて、考えたいと思ひます。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。パブコメ等の結果も見ながら、また事務局の宿題ということで引き取らせていただければと思います。  
それでは、ほかに5、「6 送達」、あるいは「8 その他」も含めて、いかがでしょ

うか。あるいは、破産手続全体のお話でも結構ですが。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料17ページの「第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続」、この点につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。この項目の記載につきましては、中間試案の第4と同様でございます。なお、今回の部会資料の「第3 破産手続」の項において取り上げていない論点につきましては、再生手続等につきましても同様に改めて検討することを予定しておりますので、今回の部会資料で取り上げている項目について、特に御意見等がございましたら、頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、御自由に御発言を頂ければと思います。

○小畑委員 1点だけ。今ここでという問題ではないかもしれませんが、民事再生、会社更生、特別清算等については、破産とは少し違う機関が登場する、例えば監督委員とか調査委員とかですね、そういう機関に対して申立ての義務付け等を行うべきかどうかということについては、細かく議論した方がいいのかなと思っていますので、今後是非よろしく願いいたしたいと思います。

○脇村幹事 脇村でございます。次回取り上げる際には、この義務付けについて、おっしゃるとおり、正に義務付けることとなりますので、同様の機関であるとしても、どこまでか具体的な形で部会資料で示させていただきたいと思っています。破産でも管財人と同じものについて、説明等では加えていたところがございますけれども、あわせて少しそこについては具体的に、正に義務付けることとなりますので、お示ししたいと思っております。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。

○小畑委員 はい。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。特別清算なのですけれども、これは会社非訟事件でもあるので、その辺りの整合性をうまく、非訟事件手続法内部での整合性をこういうような問い方でうまくとれるのかどうか、若干疑問がございます。その辺りはどうお考えなのでしょうか。

○山本（和）部会長 いかがでしょうか、事務局。

○脇村幹事 脇村です。恐らく先生御指摘のとおり、特別清算だけは非訟事件の直接適用といますか、基になる法律が違うということになっておりますので、例えば、先ほど言った管財人とか、そういった並びで行くと破産と同じ議論かなと思っていましたが、一方で非訟事件の検討が次回以降あるわけですけれども、それと破産が大きく変わってしまったときに、どちらに寄せるかという議論はあると思いますので、少しそういう意味では私たちの方としても、両にらみにしながら少し整理はしていきたいと思っております。

○山本（克）委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料17ページの「第5 人事訴訟」の方に移りたいと思います。まず、「1 裁判所に対する申立て等」、この点につきまして事務局から御説

明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。この項目につきましては、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」を取り上げております。記載内容は中間試案と同様でございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、この点につきまして御発言があれば、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料18ページの「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、それから「3 裁判書等及び報告書の電子化」、これらの点につきまして、資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 まず、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」につきましては、「(1) 民事訴訟のルール適用」を取り上げております。その記載内容は、(注)も含めて中間試案と同様でございます。「(2) 人訴法特有のルール」は、事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外の項目でございますが、こちらは今回の部会資料では取り上げておりません。

次の「3 裁判書等及び報告書の電子化」については、(1)と(2)とも記載内容は中間試案と同様でございます。この次の4、期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用は、今回取り上げていないということになります。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この2及び3の点につきまして、お気付きの点があれば御指摘いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料20ページの「5 和解調書等の送達」から、最後「8 その他」まで、資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「5 和解調書等の送達」につきましては、中間試案と同様の記載でございます。

「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」ですが、(1)の事実調査部分を除く部分については、記載内容は中間試案と同様でございます。(2)の事実の調査に係る部分の閲覧等につきましては、今回の部会資料では取り上げておりませんが、これは中間試案で申し上げますと第8の6(2)アとイのそれぞれの(注2)の論点があることから、(2)全体を【P】にして、記載を省略しているものでございます。

その次が、「7 送達」でございます。こちらは記載内容は中間試案と同様でございます。

21ページ、「8 その他」につきましては、中間試案の第8の8で取り上げられていた点のうち、(注1)を「(1) ITを活用した証拠調べ手続」、(注2)を「(2) 費用額確定処分の申立ての期限」として取り上げておまして、(注3)に関しては取り上げておりません。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この5、6、7、8でそれぞれ取り上げられている点につきまして、どの点からでも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。2点あります。

まず1点目なのですが、20ページの5の和解調書等の送達のところなのですが、民訴と同じ規律ということで、大きな反対はないのですけれども、部会で以前も発言しましたように、債務名義にならない場合にまで送達を義務付けるのかということに関しては、若干の反対意見というか、5の記載に対する反対意見もあり得るところかなと思っておりまして、そこに関しては、申立ての手数料がどうなるのか、人訴の場合も代理人が就く場合が非常に多いですので、特にこの手数料がシステム送達以外でたくさん掛かるということは想定しにくいということはあるのですが、少数にせよ、本人の方が書面で送達を受ける場合の費用がやはり、何百円のことかもしれません、多少高くなるということについての負担感、こういった意見が多いようであれば、そこは民訴とは異なる配慮というか、検討というのにも必要な場合があるのかなと思っておりまして、その点は議論の余地を少し残していただきたいという趣旨で発言をさせていただきます。それが1点です。

それから、21ページ7(2)の公示送達のところなのですが、ここも人訴の公示送達に関して、民訴の111条の規定を適用するというので、ここは規定そのものに関しては特に反対ではございませんが、民訴でも多分、公示をする事項に関してプライバシーに配慮する必要がないのかといった議論はあったかと思えます。規定そのものはこのままということになったと思うのですけれども、規則なり運用なりというところで、特に人訴に関しては、例えば公示の内容のうちの一部、例えば事件名などになるのかなとは思いますが、そういったことについては公示しないということもあり得るのかなと思っておりまして、そういう点も含んでの規律と理解をしていますので、その点だけ少しコメントさせていただきますかと思えます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。2点ありましたが、事務局から。

○脇村幹事 ありがとうございます。いずれにしても、先生方の御意見を踏まえた要綱だと思えますので、今いただいたような御意見を踏まえた後で、仮に今提案しているものが要綱になった場合には、そういった意味を踏まえたものだということかなと思えますので、私たちも注意していきたいと思えます。いずれにしても、費用につきましては、一本化することを前提にした提案だということだと思いますので、もちろんその前提がないにもかかわらず、するということは想定していないところは中間試案も同様かなと思っております。いずれにしても、民事訴訟でも同じような議論はありましたが、そういったことを踏まえながら運用、規則等、されていくと思えますので、また次回以降、全く取り上げないということは当然ございませんので、また御意見を頂ければと思えます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。またパブリック・コメントを踏まえて、議論をする機会もあろうかと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

人事訴訟全体について、よろしゅうございましょうか。

それでは、続きまして、今度は資料22ページ以下の「第6 家事事件」の方に移りたいと思えます。このうち「1 裁判所に対する申立て等」の部分について、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「1 裁判所に対する申立て等」につきましては、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」の本文及び「(2) インターネットを用いてする申立て等

の義務付け」の「ア 委任を受けた代理人等」を取り上げております。記載内容は中間試案と同様でございます。

なお、次の「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」は、今回の資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この1の点につきまして、お気付きの点があれば御指摘いただければと思います。

よろしいですか。特にございませんでしょうか。

それでは、続きまして、資料23ページの「3 裁判書等及び報告書の電子化」、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、さらに「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」、これらの点について資料の説明をお願いします。

○大庭関係官 「3 裁判書等及び報告書の電子化」につきましては、「（1）裁判書及び調書等の電子化」、それから「（2）家庭裁判所調査官及び裁判所技官の報告書の電子化」を今回取り上げております。これは本文は中間試案と同様の内容でございますが、説明で、なお書で記載をしておりますけれども、裁判所技官の報告書について、家庭裁判所調査官の報告書と同様に、電磁的記録による作成を認めることが考えられるかという点につきましても、御意見等がございましたらいただければと存じます。

それから、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」でございますが、この項目につきましては、「（1）当事者の期日参加等」の「ア 遠隔地要件の削除」について、今回取り上げております。「イ 当事者が立会権を有する審問期日」、それから「（2）参与員の立会い」及び「（3）家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等」については、今回の部会資料では取り上げておりません。

次の5でございますが、24ページ「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」については、中間試案と同様の記載をしております。

なお、この後の「6 調停調書の送達又は送付」につきましては、今回の資料では取り上げていないところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明があった点、どの点からでも結構ですので、御意見、御質問を御自由にお出しいただければと思います。

いかがでしょうか。

○櫻井委員 3（2）の説明のなお書の部分なのですが、今回初めてなお書で追加されているかと思いますが、先ほど御説明いただいたとおり、裁判所技官の診断結果の報告書に関しても電子化することができるように準用すること自体は特に異論はございません。特段の反対するような事情もないのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料24ページの「7 電子化された事件記録の閲覧等」、「8 送達等」、それから「9 その他」、残りの点ですね、これらにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 まず、「7 電子化された事件記録の閲覧等」でございますが、この項目に

つきましては、「(1) 原則」の本文及び(注1)、それから「(2) 自己の提出した書面等及び裁判書等」の本文及び(注1)について取り上げております。中間試案で(1)の(注2)及び(注3)、(2)の(注2)で記載していた点については、今回の資料では取り上げておりません。

それから、次の「8 送達等」でございますけれども、この項目につきましては、(前注)、本文及び(後注1)の記載内容は中間試案と同様でございます。(後注2)の点につきましては、今回の資料では取り上げておりません。

それから、次の27ページの「9 その他」でございますが、この項目につきましては、中間試案の第9の9で取り上げられていた点のうち(注1)を「(1) ITを活用した証拠調べ手続」、(注2)を「(2) 費用額確定処分の申立て期限及び申立て手数料の納付がない場合の規律」として取り上げております。(注3)については今回の部会資料では取り上げておりませんで、パブリック・コメントの手続の結果を踏まえて検討することになろうかと思っておりますが、説明で記載しております調書の更正に関する規律を設けることなどを含め、現時点で御意見等がもしございましたら、頂戴できればと存じます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました点につきまして、どの点からも結構ですので、御指摘を頂ければと思います。

いかがでしょうか。最後の調書の更正等についても、何か御意見があれば。

○櫻井委員 特段の意見ということではないのですが、27ページの9(3)、その他で書いている調書の更正に関して、民訴でも特段の議論はなかったとお聞きをしているのですが、この手続を家事法においてもということと特に異論ございません。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

それでは、資料の最後になりますが、28ページの「第7 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)」につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第7 子の返還申立事件の手続」でございますが、この項目の記載は、記載内容は中間試案の第10と同様でございます。今回の部会資料第6の家事事項で取り上げていない論点につきましては、基本的には子の返還申立事件の手続についても同様に、改めて検討することを予定しております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御意見、御質問があれば、お出しただければと思います。

よろしいですか。

それでは、資料全体について一通り御審議を頂けたかと思っておりますが、全体を通してもし何か言い落とした点でも、注意すべき点でもありましたら、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○杉山幹事 1点確認なのですが、各手続の申立ての義務者の範囲についてですが、委任を受けた訴訟代理人のほか、裁判所から選任された機関については今後、手続ごとに丁寧に見ていくという理解をしているのですが、そこですくいきれていない、例えば人訴とか、家事事項手続における、中間試案の補足説明のところでは指摘がされている検察官

とか、児童相談所長の取扱いについては、今後検討するという理解でよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 では、事務局からお願いします。

○脇村幹事 最終的に、また部会資料を作る際には、パブリック・コメントを踏まえながら、従前話題になっていたものも書かせていただくことになるのかなと思っておりました。

○杉山幹事 承知しました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに何か、全体を通して。

○植松幹事 ありがとうございます。先ほど破産のところで、債権者集会の期日の完全オンラインの話が出ていたと思うのですけれども、その話というのは、ほかの手續の期日、例えば民事執行の売却決定期日とか配当期日に関しても、そういった話が今後検討される可能性というのがあるのかというところが少し気になりました。というのは、前に部会で伺ったときは、基本的にはリアルを原則として、そこにウェブで参加するということだと御説明があったと思うのですけれども、先ほどああいうお話が出ましたので、今後その辺というのは何か検討されるのかというのを、教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。これまでの議論では、期日というのはリアルで開くことを変えないという前提で議論をさせていただいたと理解をしております。その上で本日、期日を開かないことが法律的にも許容されるような期日概念を設けるべきではないかという御意見もあったところでございまして、先ほどから部会長とも、あるいはほかの先生方からも御指摘を踏まえて、事務局として、具体的な形で提案をするのか、そうではなくて、何らかの形で検討するのか、その辺は少し考えたいと思います。ただ、いずれにしても、従前の議論では期日をいわゆる開くことを前提に議論していましたので、その辺は区別しながら、ただ、そういった問題点がある点を踏まえながら、こういった形で皆様に部会資料を切るのかについては、少し考えたいと思っています。

○植松幹事 ありがとうございます。

○垣内幹事 私は今の点と別の点ですので、もし山本克己委員が今の点についてでしたら、お先に御発言いただいた方がよろしいかと思いますが。

○山本（克）委員 ありがとうございます。私が先ほど、パンドラの箱を開けるようなことを言ってしまったみたいなのですが、私が考えていたのは、後で小畑委員から御補足いただきましたように、多数債権者事件で裁判所外の会場を使って集会や調査期日を開くような場合を念頭に置いておりましたので、それほど広い射程のものとして考えていたわけではございませんが、もちろん理屈の上では、ほかの各種期日にも同じようなことはあり得るわけなのだろうと思いますので、そういう御懸念が生ずるのはそうかなという、それは当然のことなのですが、私の意図としては、今申し上げましたように、多数債権者事件で裁判所外で期日を開かざるを得ないような場合をうまくマネージできるような規定が必要ではないかということをお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。御趣旨はよく分かりました。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。直前の期日の関係につきましては、先ほど検討の余地があるのではないかという方向のことを申し上げたように思いますけれども、従来、期日をリアルに開くことが前提で議論をされてきたというのは、先ほど御説明のあ

ったとおりで、そこは私も認識を共有しております。また、笠井委員の言われた点も重要でありまして、一律リアル参加を禁止するというのは相当慎重に考えないといけなくて、何らか、何を原則とするのか、例外とするのかという辺りについて、うまい規律がもしできるのであれば、原則、オンラインというようなものは考えることができるのかなというぐらいのことを今のところ考えております。

それで、元々発言しようと思いましたが、大分細かい説明の話で恐縮ですが、民事執行の関係で、初めの方に山本克己委員から御質問のあった点に少し関連しまして、執行文の付与の手続について、明示的に何か説明等で記載をしていくということが仮にあったといたしますと、そのときに、申立ての義務の対象となる人の範囲の説明に関して少し、執行文付与の手続は、例えば民事執行法20条でいっている民事執行の手続として民事訴訟法の準用がある手続になるのかどうか。あるいは、民事執行法13条の執行裁判所でする手続には当たらないということだと思っておりますけれども、そうだとすると民事訴訟法54条が準用されるのかどうかといった点については、少し議論状況が不透明なところがあるように私は認識をしております。それによって少し説明の仕方が、今日の資料ですと、民事執行一般につきましては1ページから2ページに掛けて、2ページの説明の1のところ、13条とか民事訴訟法54条に言及しながら説明がされており、他方、執行官との関係では、6ページの9の説明のところ、弁護士である代理人が対象になるのだというような説明がされているところであるのですが、その辺の書き方が少し悩ましいところがあるのかなという感じもいたしましたので、今後、検討の際にその辺りも御留意いただいて整理をしていただけるとよいのではないかとお願いということになります。よろしくお願いたします。

- 山本（和） 部長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。
- 脇村 幹事 脇村です。今御指摘いただきましたとおり、執行文につきましては、恐らく民事執行法13条は使えないものの本に書いてある一方で、準用されている民事訴訟法が利いてくるというような説明がされているのかなど。執行官についてのものについては、こういったものは働かないという整理だったと記憶しておりまして、そういった前提で部会資料は書かせていただいています。ただ、いずれにしても準用等の形になっています。もう少し部会資料を分かりやすく、すみません、そういった意味で、正直言いますと、難しいところがあるので、余りがちと書くのは難しいのかなというのが若干にじみ出た書き方になっていて恐縮なのですが、もう少し工夫したいと思っております。ありがとうございます。
- 山本（和） 部長 御指摘ありがとうございます。
- 山本（克） 委員 今の点に関連して、私も民事訴訟法のこの間の改正の中身が十分分かっていないので、教えていただきたいのですが、民事訴訟法71条の費用確定手続の申立て、これはオンライン申立てが可であり、かつ一定の者、弁護士等が訴訟代理人である場合については義務化があるという範ちゅうに入っていたのでしたっけ。ここは少し私、はっきり覚えていないので、教えていただければと思います。
- 山本（和） 部長 事務局、お願いします。
- 脇村 幹事 ありがとうございます。この前の改正では、132の10といますか、現行法も同じですが、申立て等、申立てその他の申述に当たるものについては、インターネットで当然できると、かつ、その者については弁護士の方が訴訟代理人のケースにつ

いては義務付けるということになっています。そういった意味では、一般的に申立てその他の申述はかなり広くございますので、この71条についても同様に当てはまるというふうな前提で理解をしておりました。

○山本（克）委員 そうであれば、なお検討しなければいけない理屈の問題はありますけれども、書記官に対する申立てだからといってすごく気にしなければいけないわけでもなさそうな気もいたしております。私ももう少しよく考えてみますが、今日のところはこの程度の感想で終わらせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに何か、御承知のように時間は十分ありますので、この際、御指摘を頂けることがあれば、お願いしたいと思っております。

○青木幹事 ありがとうございます。6ページの9の執行官のところなのですが、執行官への申立て等について、弁護士である代理人について義務付けるというところに異論はないのですが、ただ、どういうふうに規定をしていくのか。ここの説明のところによると、職務として代理人となる者に限るという点に着目するのか、あるいは弁護士であれば常に義務付けということになるのか。といいますのも、こんなことはないのかもしれませんが、弁護士が、例えば知り合いのために無償で代理人となるといったような場合も義務化の対象になるのかどうかという点がよく分からなかったもので、もしよろしければ教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。部会資料の6ページの趣旨としましては、手続代理人といいますか、訴訟代理人に相当する者について、弁護士の方であれば、それはもうおしなべて義務付けるという前提で記載させていただいていました。職務として代理人となると書いた、職務としてなれる人という意味で、すみません、若干言葉遣いが雑だったのですが、民訴でいいですと許可なくできるということをそういった形でくり出せないかなということを考えていたところでございます。

○青木幹事 そうすると、これもそのような場合はないと思うのですが、弁護士が弁護士であることを示さずに紙媒体の書面で申立てをした場合に、弁護士であることが判明すると、その効力が否定されるというようなこともあり得るといようなことになるでしょうか。

○山本（和）部会長 事務局からお願いします。

○脇村幹事 ここは飽くまで代理人になっているケースを想定していただきましたので、代理人になっているケースについて、恐らく弁護士であるかどうかを明らかにしないまま、委任状が出ないことはないのかなと。逆に、弁護士の方が御本人としてやっているケースについては、民訴法もそうでしたけれども、法律上は義務付けていないという整理ではなかったかと思っております。そういうときと同様かなと思っております。

○青木幹事 分かりました。ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。今の点は民訴でも、本当は代理人なのだけれども、本人のふりをして弁護士がやっていたらどうするのかとか、厳密に言えばいろいろ問題はあり得るところで、同じことがこの手続でもあるということなのかなと感じました。

それで、先ほど申し上げた執行文の関係で1点、補足なのですけれども、私が少し、限られた範囲ですが、見たところでは、従来、執行文付与の申立てについては民訴法54条の準用がないという見解が文献上はそれなりに有力に存在するようですので、その辺り、準用があるということで決め打ちしてしまっているのかどうかというのは、私自身は少し悩ましいところがあるように感じているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、その辺りも含めて、事務局で。

○脇村幹事 実務状況等、少し確認させていただこうかなと思います。

○山本（和）部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の審議はこの程度にさせていただければと思います。

それでは、次回議事日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。今回は本日同様の形で、中間試案でも項目に挙がっていました残りの非訟、民事調停、労働審判について取り上げさせていただくと考えております。

日程につきましては、令和4年10月21日、来週金曜日の午後1時半から、終わり次第、終わらせていただくことになると思います。

場所は法務省7階共用会議室6・7になっておりますが、ウェブ参加も可能ですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 ということで、次回も残された部分について、基本的には今日と同じような形の審議態様というか、になろうかと思えますけれども、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

長時間にわたって熱心な御審議を賜りまして、ありがとうございました。

—了—